

## 第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

20問 2時間

A - 1 次の記述は、無線局の開設について、電波法(第4条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次に掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
- (2) □Aである無線局のうち総務省令で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が□Bである無線局のうち総務省令で定めるものであって、第4条の2(呼出符号又は呼出名称の指定)の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの
- (4) 第27条の18(登録)第1項の登録を受けて開設する無線局(「登録局」という。)

A	B
1 74.6メガヘルツから74.8メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下	0.05ワット以下
2 74.6メガヘルツから74.8メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.1ワット以下	0.01ワット以下
3 26.9メガヘルツから27.2メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下	0.01ワット以下
4 26.9メガヘルツから27.2メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.1ワット以下	0.05ワット以下

A - 2 外国の法人又は団体に免許が与えられない無線局はどれか。電波法(第5条)の規定に照らし下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)
- 2 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- 3 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局
- 4 公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信(以下「放送」という。)をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星の無線局(「人工衛星局」という。)であって、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。)

A - 3 次の記述は、無線局の免許の申請の期間について、電波法(第6条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

次に掲げる無線局(総務省令で定めるものを除く。)であって総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。

- (1) 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(□Aの都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)
- (2) 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない□B
- (3) 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局
- (4) 放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)  
の期間は、□Cを下らない範囲内で周波数ごとに定めるものとし、□Cの規定による期間の公示は、免許を受ける無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲その他免許の申請に資する事項を併せ行うものとする。

A	B	C
1 一又は二以上	無線局	3月
2 一又は二以上	無線局であって、(1)に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	1月
3 二以上	無線局	1月
4 二以上	無線局であって、(1)に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	3月

A - 4 次の記述は、放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の免許の申請の審査について、電波法(第7条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、放送をする無線局の免許の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次に適合しているかどうかを審査しなければならない。

- (1) 工事設計が第3章(無線設備)に定める技術基準に適合すること。
- (2) 総務大臣が定める放送用周波数使用計画(放送をする無線局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。)に基づき、周波数の割当てが可能であること。
- (3) □ A □。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、総務省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。

放送用周波数使用計画は、放送法第2条の2(放送普及基本計画)第1項の放送普及基本計画に定める同条第2項第3号の放送系の数の目標の達成に資することとなるように、第26条(周波数割当計画)第1項に規定する周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るものの範囲内で、混信の防止その他□ B □するために必要な事項を勘案して定めるものとする。

- | A                        | B                |
|--------------------------|------------------|
| 1 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること | 電波の公平かつ能率的な利用を確保 |
| 2 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること | 放送の普及を促進         |
| 3 無線従事者の配置が可能であること       | 電波の有効かつ適正な利用を確保  |
| 4 無線従事者の配置が可能であること       | 電波の利用秩序を維持       |

A - 5 次の記述は、特別特定無線設備の技術基準適合自己確認について、電波法(第38条の33)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

特別特定無線設備(「小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるもの」をいう。)のうち、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、□ A □ものとして総務省令で定めるもの(以下「特別特定無線設備」という。)の□ B □は、その特別特定無線設備を、第3章(無線設備)に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計(当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。)について自ら確認することができる。

□ B □は、総務省令で定めるところにより検証を行い、その特別特定無線設備の工事設計が第3章に定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該工事設計に基づく□ C □が当該工事設計に合致するものとなることを確保することができるものと認めるときに限り、□ の規定による確認(以下「技術基準適合自己確認」という。)を行うものとする。

□ B □は、技術基準適合自己確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができる。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の種別及び工事設計
- (3) □ の検証の結果の概要
- (4) (2)の工事設計に基づく□ C □が当該工事設計に合致することの確認の方法
- (5) その他技術基準適合自己確認の方法等に関する事項で総務省令で定めるもの

- | A  | B          | C             |
|--|------------|---------------|
| 1 他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ない | 製造業者又は輸入業者 | 特別特定無線設備のいずれも |
| 2 他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ない | 製造業者       | 特別特定無線設備      |
| 3 他の無線局の運用に妨害を与えるおそれが少ない                 | 製造業者又は輸入業者 | 特別特定無線設備      |
| 4 他の無線局の運用に妨害を与えるおそれが少ない                 | 製造業者       | 特別特定無線設備のいずれも |

A - 6 次の記述は、地球局(宇宙無線通信を行う実験局を含む。)の送信空中線の最小仰角について、電波法施行規則(第32条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

地球局の送信空中線の最大輻射の方向の仰角の値は、次に掲げる場合においてそれぞれに規定する値でなければならない。

- (1) 深宇宙(地球からの距離が地球と□Aとの間の距離にほとんど等しいか又はこれ以上である宇宙をいう。)に係る宇宙研究業務(科学又は技術に関する研究又は調査のための宇宙無線通信の業務をいう。以下同じ。)を行うとき □B以上
- (2) (1)の宇宙研究業務以外の宇宙研究業務を行うとき □C以上
- (3) 宇宙研究業務以外の宇宙無線通信の業務を行うとき □D以上

	A	B	C	D
1	太陽	5度	3度	1度
2	太陽	10度	5度	3度
3	月	5度	3度	1度
4	月	10度	5度	3度

A - 7 次の記述は、人工衛星局の位置の維持について、電波法施行規則(第32条の4)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

対地静止衛星に開設する人工衛星局(実験局を除く。)であって、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から□A以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

対地静止衛星に開設する人工衛星局(放送衛星局、放送試験衛星局及び一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うもののうち電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)は、公称されている位置から□B以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

対地静止衛星に開設する人工衛星局であって、及びの人工衛星局以外のものは、公称されている位置から□C以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

	A	B	C
1	経度の±0.1度	緯度及び経度のそれぞれ±0.1度	経度の±0.5度
2	経度の±0.1度	経度の±0.5度	経度の±0.1度
3	緯度及び経度のそれぞれ±0.5度	経度の±0.5度	経度の±0.5度
4	緯度及び経度のそれぞれ±0.5度	緯度及び経度のそれぞれ±0.1度	経度の±0.1度

A - 8 次の記述は、無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率の許容値について、無線設備規則(第14条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

□A及び非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備(伝送情報が電話(音響の放送を含む。以下同じ。)のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。)は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率(電磁界にさらされたことによって任意の生体組織10グラムが任意の6分間に吸収したエネルギーを10グラムで除し、さらに6分で除して得た値をいう。以下同じ。)を毎キログラム当たり□B以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

- (1) □C以下の無線設備
- (2) (1)に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備
- の人体頭部における比吸収率の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B	C
1	陸上移動局	5ワット	規格電力が20ミリワット
2	陸上移動局	2ワット	規格電力が50ミリワット
3	携帯無線通信を行う陸上移動局	2ワット	平均電力が20ミリワット
4	携帯無線通信を行う陸上移動局	5ワット	平均電力が50ミリワット

A - 9 周波数の安定のための条件について、無線設備規則(第15条及び第16条)に規定されていないものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- 2 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り気圧の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 3 移動局(移動するアマチュア局を含む。)の送信装置は、實際上起こり得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。
- 4 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。

A - 10 次の記述は、無線設備の操作について、電波法(第39条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

第40条(無線従事者の資格)の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者(義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、第48条の2(船舶局無線従事者証明)第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。)以外の者は、無線局(□Aを除く。以下同じ。)の無線設備の操作の監督を行う者(以下「主任無線従事者」という。)として選任された者であっての規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作(簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。)を行ってはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

□Bの操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、□の本文の規定にかかわらず、第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。

主任無線従事者は、第40条の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。

無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

- | A                 | B                   |
|-------------------|---------------------|
| 1 実験無線局及び特別業務の無線局 | 無線電信                |
| 2 アマチュア無線局及び実験無線局 | モールス符号を送り、又は受ける無線電信 |
| 3 アマチュア無線局        | モールス符号を送り、又は受ける無線電信 |
| 4 実験無線局           | 無線電信                |

A - 11 次の記述は、主任無線従事者の講習の期間について、電波法施行規則(第34条の7)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第39条(無線設備の操作)第7項の規定により、免許人等は、主任無線従事者を□A無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

免許人等は、□の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から□B以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

及び□の規定にかかわらず、□Cであるとき、その他総務大臣が当該規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

- | A                                | B  | C           |
|----------------------------------|----|-------------|
| 1 選任するときは、あらかじめ                  | 5年 | 船舶が航行中      |
| 2 選任するときは、あらかじめ                  | 3年 | 船舶又は航空機が航行中 |
| 3 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に | 5年 | 船舶又は航空機が航行中 |
| 4 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に | 3年 | 船舶が航行中      |

A - 12 次の記述は、非常の場合の無線通信の送信順位について、無線局運用規則(第129条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項に規定する通信における通報の送信の優先順位は、次のとおりとする。同順位の内容のものであるときは、受付順又は受信順に従って送信しなければならない。

- (1) □Aに関する通報
  - (2) 天災の予報に関する通報(主要河川の水位に関する通報を含む。)
  - (3) □Bのために必要な緊急措置に関する通報
  - (4) 遭難者救援に関する通報(日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。)
  - (5) □Cのため緊急を要する通報
  - (6) □D、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報
  - (7) 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報  
中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長  
地方防災会議会長  
災害対策本部長
  - (8) 電力設備の修理復旧に関する通報
  - (9) その他の通報
- の順位によることが不相当であると認める場合は、□の規定にかかわらず、□と認める順位に従って送信することができる。

	A	B	C	D
1	人命の救助	秩序維持	電信電話回線の復旧	鉄道線路の復旧
2	人命の救助	秩序維持	鉄道線路の復旧	電信電話回線の復旧
3	秩序維持	人命の救助	電信電話回線の復旧	鉄道線路の復旧
4	秩序維持	人命の救助	鉄道線路の復旧	電信電話回線の復旧

A - 13 次の記述は、放送局の呼出符号等の放送について、無線局運用規則(第138条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

放送局は、放送の開始及び終了に際しては、自局の呼出符号又は呼出名称(国際放送を行う放送局にあっては、□Aを、テレビジョン放送を行う放送局にあっては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて)を放送しなければならない。ただし、これを放送することが困難であるか又は不合理である放送局であって、別に告示するものについては、この限りでない。

放送局は、□B中は、毎時1回以上自局の呼出符号又は呼出名称(国際放送を行う放送局にあっては、□Aを、テレビジョン放送を行う放送局にあっては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて)を放送しなければならない。ただし、□のただし書に規定する□Cは、この限りでない。

の場合において放送局は、国際放送を行う場合を除くほか、自局であることを容易に識別することができる方法をもって自局の呼出符号又は呼出名称に代えることができる。

	A	B	C
1	周波数	運用許容時間	放送局の場合
2	周波数及び送信方向	放送している時間	放送局の場合又は放送の効果を妨げるおそれがある場合
3	周波数及び空中線電力	放送している時間	放送局の場合
4	電波の型式及び周波数並びに空中線電力	運用許容時間	放送局の場合又は放送の効果を妨げるおそれがある場合

A - 14 次の記述は、特定実験局の運用について、無線局運用規則（第263条）の規定に沿って述べたものである。  
□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣が公示する□Aの範囲内で開設する実験局(以下「特定実験局」という。)は、その発射する電波の周波数と同一の周波数を使用する他の特定実験局の運用を阻害するような混信を与え、又は与えるおそれがあるときは、当該特定実験局の免許人相互間において特定実験局の運用に関する調整を行い、当該混信又は当該混信を与えるおそれを除去するために必要な措置を執らなければならない。

の規定は、□Bとの調整について準用する。

- | A                                | B                |
|----------------------------------|------------------|
| 1 周波数、当該周波数の使用が可能な期間及び地域並びに空中線電力 | 特定実験局の開設を予定している者 |
| 2 周波数、当該周波数の使用が可能な期間及び空中線電力      | 他の無線局の免許人        |
| 3 周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び空中線電力      | 特定実験局の開設を予定している者 |
| 4 周波数、当該周波数の使用が可能な期間及び地域         | 他の無線局の免許人        |

A - 15 次の記述は、暗号通信に係る罰則について、電波法(第109条の2)の規定に沿って述べたものである。  
□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であって当該暗号通信を受信したものが、□Aときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

□Bが の罪を犯したとき(その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。)は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

及び において「暗号通信」とは、通信の当事者(当該通信を媒介する者であって、その内容を復元する権限を有するものを含む。)以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。及び の未遂罪は、罰する。

、及び の罪は、刑法第4条の2(条約による国外犯)の例に従う。

- | A                                   | B             |
|-------------------------------------|---------------|
| 1 当該暗号通信の秘密を窃用する目的で、その内容を復元した       | 無線従事者         |
| 2 当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元した | 無線通信の業務に従事する者 |
| 3 当該暗号通信の秘密を漏らし、又はその内容を復元した         | 無線通信の業務に従事する者 |
| 4 当該暗号通信の内容を復元した                    | 無線従事者         |

B - 1 次に掲げる人工衛星局の条件のうち、電波法（第36条の2）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 人工衛星局の無線設備の制御装置は、自動的に空中線電力を適正に調整できるものでなければならない。
- イ 人工衛星局は、他の無線局の通信に混信を与えたときは、直ちに周波数の変更ができるものでなければならない。
- ウ 人工衛星局は、その発射する電波の周波数をその許容偏差内に維持するため自動的に修正することができるものでなければならない。
- エ 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することができるものでなければならない。
- オ 人工衛星局は、その無線設備の設置場所を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。

B - 2 次の記述は、電波法に基づく命令の規定の解釈に関する定義を掲げたものである。電波法施行規則(第2条)の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 「ATCRBS」とは、地表の定点において、航空機の位置、識別、高度その他の情報を取得するための航空交通管制の用に供する通信の方式をいう。
- イ 「VOR」とは、960MHzから1,215MHzまでの周波数の電波を全方向に発射する回転式の無線航行業務を行う設備をいう。
- ウ 「Zマーカ」とは、航空機に位置の情報を与えるために、逆円錐形の指向性電波を垂直に上空に発射する無線標識業務を行う設備をいう。
- エ 「航空用DME」とは、108MHzから118MHzまでの周波数の電波を使用し、航空機において、当該航空機から地表の定点までの見通し距離を測定するための無線標識業務を行う設備をいう。
- オ 「タカン」とは、960MHzから1,215MHzまでの周波数の電波を使用し、航空機において、当該航空機から地表の定点までの見通し距離及び方位を測定するための無線航行業務を行う設備をいう。 (FY707-6)

B - 3 次の記述は、放送局の行う超短波放送(デジタル放送を行う場合にあってはF7W電波を使用するものに限る。)の主搬送波の変調、音声信号及びステレオホニック放送について、超短波放送に関する送信の標準方式(第3条から第5条まで)の規定に沿って述べたものである。正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 主搬送波の変調の型式は、位相変調とする。
- イ 音声信号の最高周波数は、15,000ヘルツとする。
- ウ ステレオホニック放送を行う場合にあっては、副搬送波の変調の型式は、振幅変調とし、当該副搬送波は、低減するものとする。
- エ ステレオホニック放送を行う場合にあっては、パイロット信号の周波数は19kHz、副搬送波の周波数は38kHzとし、パイロット信号の周波数と副搬送波の周波数とは、相互に低調波と高調波の関係にあるものとする。
- オ ステレオホニック放送を行う場合にあっては、副搬送波は、パイロット信号が時間軸と交わるとき、同時に正傾斜で時間軸と交わるものとする。

B - 4 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について、電波法(第52条から第55条まで及び第110条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された目的又は□ア(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))については放送事項)の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信
- (6) その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合には、□イ、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
- (2) 通信を行うため□ウのものであること。

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、□エに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

□オの規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- |                  |               |               |       |
|------------------|---------------|---------------|-------|
| 1 通信の相手方若しくは通信事項 | 2 空中線の型式及び構成  | 3 無線設備の設置場所   |       |
| 4 、 、 の(1)又は     | 5 の(1)から(4)まで | 6 の(1)から(6)まで |       |
| 7 又は             | 8 通信事項        | 9 必要最小        | 10 十分 |

B - 5 次の記述は、特定無線局に対する監督について、電波法(第76条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、特定無線局(「通信の相手方である無線局からの電波を受けることによって自動的に選択される周波数の電波のみを発射する無線局のうち総務省令で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するもの」をいう。以下同じ。)について、その包括免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の□アのものが当該包括免許に係る指定無線局数を著しく□イことが確実であると認めるに足りる相当な理由があるときは、その指定無線局数を□ウことができる。この場合において、総務大臣は、併せて包括免許の□エの指定を□オ。

- |              |             |         |        |        |
|--------------|-------------|---------|--------|--------|
| 1 変更することができる | 2 変更するものとする | 3 空中線電力 | 4 削減する | 5 増加する |
| 6 上回る        | 7 下回る       | 8 周波数   | 9 最大   | 10 最小  |